

市の組織などが変わります

市は、東芝の新工場立地に柔軟に対応することや業務の効率化や市民の利便性の向上を図るため、4月から次のとおり組織の再編などを行います。

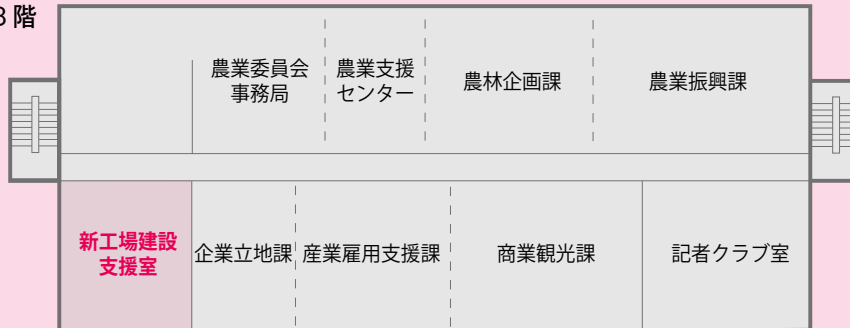
問い合わせ 政策企画課 ☎72-8224

組織の見直し

①新工場建設支援室を新設

東芝の新工場立地に伴い、北上工業団地の拡張整備や関連企業進出に迅速に対応するため、本庁舎3階の商工部企業立地課内に**新工場建設支援室**を新設します。

本庁舎3階



②まちづくり部地域づくり課に地域協働係を新設

地域振興と協働の事務を一体的に推進するため、地域づくり課の地域振興係と協働推進係を統合し、**地域協働係**を新設します。

事務担当課の変更

公共交通政策に関する事務の一元化

まちづくり部地域づくり課で行っていた交通運輸対策に関する事務を、都市整備部都市計画課公共交通政策室へ移管し、公共交通施策を総合的に推進します。

和賀図書館が移転します

図書館の機能向上のため、30年度内に和賀地区交流センターから和賀庁舎2階に和賀図書館が移転します。

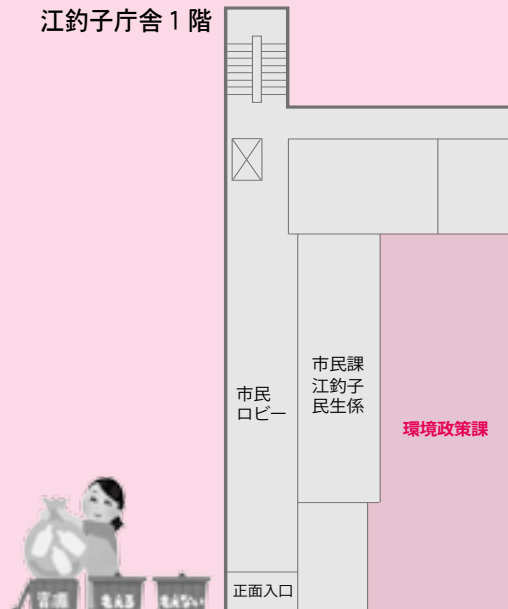


事務室の移転

生活環境部環境政策課を江釣子庁舎1階に移転

市民の利便性の向上や、環境汚染事故などが発生した場合の現場到着時間の短縮を図るため、環境政策課を和賀庁舎から江釣子庁舎に移転します。

江釣子庁舎1階



固定資産の評価替えに伴い

価格帳簿を縦覧します

固定資産税は、土地や家屋などを所有している人に対して課される市の税金です。

土地と家屋の評価額は、原則として3年に一度見直されます。30年度は、この見直し(評価替え)の年に当たります。

問い合わせ 資産税課 ☎72-8211・72-8212

評価替えとは？

評価替えとは、土地や家屋の固定資産評価額を見直すことです。固定資産税は、土地や家屋などの「適正な時価」を基に算出された課税標準額に対して課されています。

本来は毎年度価格の見直しを行い、その結果をもとに課税することが理想です。しかし、膨大な量の土地や家屋の価格を見直すことは、実務上困難であることから、土地と家屋の価格は、原則として3年間据え置く(3年ごとに見直す)制度がとられています。

土地の評価方法

土地の評価額は、総務省が定めた「固定資産評価基準」に基づき、土地一筆ごとに調査価格(地価公示価格等)の7割としています。

家屋の評価方法

家屋の評価額は、「固定資産評価基準」に基づき、評価替えの対象となった家屋と同じ建物を同じ場所に新築する場合に必要となる建築費が基準となります。さらに、新築

から経過した年数によって減点する方式で補正などを行い、価格を決定します。なお、評価額が前年度の価格を超える場合は、原則として前年度の評価額に据え置かれます。

土地・家屋の価格などの確認に帳簿を縦覧できます

所有している資産の評価額を確認していただくために、価格帳簿を縦覧します。

●とき：4月2日(月)～5月31日(木)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
※毎週火曜日は午後6時30分まで

●ところ：同課(市役所本庁舎1階)

●縦覧できる人：①納税者本人②納税者同一世帯の親族③納税管理人④納税者から委任された人

●持参するもの：運転免許証など、顔写真付きの本人確認ができる書類

※委任された人は、委任状と印鑑が必要です(法人の場合は、代表者印のある委任状)。

※課税対象者には4月下旬に30年度分の納税通知書と課税明細書を送付します。

北上市史参考資料集

『北上の足跡』刊行

市史編さん事業を知っていただき、北上市の歴史に興味をもってもらえるよう北上市史参考資料集『北上の足跡』を4月に刊行します。

資料の情報提供を

お願いします

次のような資料を探しています。

○明治・大正・昭和の地図や写真

○旧和賀町・旧江釣子村・旧北上市の刊行物

○古文書

※寄贈を強制するものではありません。気軽にご連絡ください。

詳しくは市史編さん室へお問い合わせください。



問い合わせ
総務課市史編さん室
☎72-8309